

委員 長 報 告 書

さる 9 月 14 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第 7 号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出
を求める請願について
請願第 8 号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出
を求める請願について

を審査するため、9 月 15 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告しま
す。

記

請願第 7 号の主旨は、民間事業者が中道区内において新たな産業廃棄物
の安定型最終処分場の設置を計画しているが、現在この計画地に隣接する
彦谷区内の複数の産業廃棄物処分場へは、通学路でもある学文路地域内の
国道 370 号、371 号を大型車両が通り産業廃棄物が搬入されている。更な
る処分場の設置を阻止することで、当該道路が「産廃搬入銀座通り」とな
ることを防ぎ、自然環境及び生活環境を守るため、県知事に対し、産業廃
棄物最終処分場の設置を許可しないよう求める意見書の提出を求めるもの
である。

また、請願第 8 号の主旨は、請願第 7 号と同様、中道区内における民間
事業者による産業廃棄物安定型最終処分場の設置計画について、更なる処
分場の設置を阻止することで、周辺山林がいわゆる「産廃銀座」となるこ
とを防ぎ、自然環境及び生活環境を守るため、県知事に対し、産業廃棄物
最終処分場の設置を許可しないよう求める意見書の提出を求めるものであ
る。

両請願について、委員から、質疑、意見等はありませんでした。